

控 訴 状

2009（平成21）年7月14日

東京高等裁判所 御 中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 谷 萩 陽 一

同 五 來 則 男

同 坂 本 博 之
外

当事者の表示 別紙1「当事者目録」記載のとおり

控訴人ら訴訟代理人 別紙2「控訴人訴訟代理人目録」記載のとおり

八ッ場ダム費用支出差止等請求住民訴訟控訴事件

訴訟物の価額 金160万円

貼用印紙額 金1万9500円

上記当事者間の水戸地方裁判所平成16年（行ウ）第20号八ッ場ダム費用支出差止等請求住民訴訟事件について、同裁判所が平成21年6月30日に言い渡された判決は、全部不服であるから、控訴人らは控訴を提起する。

第1 原判決の表示

主文

- 1 本件訴えのうち、被告茨城県公営企業管理者企業局長に対して八ッ場ダム使用権設定申請を取り下げる権利の行使を怠る事実の違法確認を求める訴えを却下する。
- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告らの負担とする。

第2 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人茨城県公営企業管理者企業局長は、八ッ場ダムに関し、つぎの各負担金を支出してはならない。
 - (1) 特定多目的ダム法7条に基づく建設費負担金
 - (2) 水源地域対策特別措置法12条1項1号に基づく水源地域整備事業の経費負担金
 - (3) 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金
- 3 被控訴人茨城県公営企業管理者企業局長が国土交通大臣に対し八ッ場ダム使用権設定申請を取り下げる権利の行使を怠る事実が違法であることを確認する。
- 4 被控訴人茨城県知事は、八ッ場ダムに関し、次の各負担金及び繰出金を支出してはならない。
 - (1) 河川法63条に基づく受益者負担金

(2) 茨城県公営企業管理者企業局長が特定多目的ダム法7条に基づく建設費負担金を支出するについて、これを補助するために行う一般会計から水道事業特別会計に対する繰出金

5 被控訴人茨城県知事は、茨城県を代表して次の損害賠償請求をせよ。

債務者橋本昌に対し、金5億2463万1039円及び内金8億9084万6570円に対する平成16年9月10日から支払済まで、内金48億3378万4469円に対する平成20年10月29日から支払済みまで、各年5分の割合による遅延損害金

6 被控訴人茨城県公営企業管理者企業局長は、茨城県を代表して次の損害賠償請求をせよ。

債務者福田克彦に対し、金6億5162万9254円及びこれに対する平成16年9月10日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金

7 訴訟費用は1, 2審とも被控訴人らの負担とする。

との裁判を求める。

第3 控訴の理由

控訴の理由は、追って準備書面で提出する。